



分科会 5 充実させよう、薬剤師の生涯学習 —応えられる薬剤師となるために—

W-05-01 薬剤師を取り巻く現状と生涯学習の重要性

ひらやま よしのぶ
平山 佳伸

厚生労働省 大臣官房審議官（医薬担当）

薬剤師法公布 50 周年に当たり、改めて生涯学習について考えてみたい。昭和 35 年薬剤師法第 1 条は、「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他の薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって、国民の健康な生活を確保するものとする。」と、薬剤師の任務を法律ではじめて宣言し、制度上国が薬剤師という身分に対して期待する所を明らかにした。当時の立法責任者は、薬事衛生とは、薬学の知識に基づいて処理すべき衛生上の事項として、「調剤業務はもとより、医薬品の製造販売を初めとしてひろく薬事衛生に含まれる分野に薬剤師が第一義的に積極的に活躍し、公衆衛生の向上及び増進をはかり、ひいては国民の健康な生活を確保することが、薬剤師という身分に課せられた社会的使命ないし社会的理想であることを鮮明にしたものである。すなわち、その社会的地位に対する自覚に基づく資質の一層の向上が、薬剤師に期待されたのである。」と述べている。

この任務は、薬剤師法制定以来今日まで、一貫して変わっていない。病院薬剤師、薬局薬剤師、医薬品販売を行う薬剤師、医薬品関係企業で携わる薬剤師、衛生行政に携わる薬剤師等、すべての薬剤師は、国民の健康な生活の確保のために、それぞれ社会的使命としての任務が期待されている。医薬分業が進展してきたが、そのメリットは、薬局薬剤師、病院薬剤師がそれぞれ、外来患者、入院患者を分担して、医薬品の適正使用を図り、患者のリスクマネジメントを行い、リスクとベネフィットのバランスの最適化を図ることによって、患者の安全性を確保することである。このメリットを十分に発揮するためには、薬局薬剤師は、地域のかかりつけ薬局として、一般用医薬品（OTC）を含めた薬歴管理・お薬手帳の活用による併用薬・重複投薬への注意、丁寧な服薬指導などが欠かせない。また、病院薬剤師は、病棟のベッドサイドで、持参薬管理、併用薬への注意や服薬指導などが欠かせない。その基本精神は、患者の立場に立ったリスクマネジメントである。患者のリスクマネジメントに対する薬剤師への期待は大きい。平成 20 年 6 月に厚労省が策定した「安心と希望の医療確保ビジョン」は、薬剤師にチーム医療への積極的参画と在宅医療の推進への取組みを提言している。今年 3 月に厚労省がまとめた「チーム医療の推進に関する検討会報告書」は、チーム医療において薬の専門家である薬剤師が主体的に薬物療法に参加することが、医療の安全確保の観点から非常に有用であるとし、積極的な処方提案、在宅患者を含む患者の薬学的管理（患者の副作用の状況の把握、服薬指導等）、医師等と協働した医療への貢献を求めている。しかし現状では、「医師と医療関係職種等との連携や勤務形態のあり方に関する研究」（研究代表者：永井良三、厚生労働科学研究費平成 21 年度報告書）に示すように、“副作用症状の確認による薬剤の中止・減量・変更指示”など、数多くの医療処置項目において、薬剤師が実施している割合は、医師、看護師の期待を大きく下回る結果となっている。これらの期待に応えるには、重複投薬や薬の飲み合わせのチェック、服薬指導に加え、副作用のモニタリング、患者の状態を把握した上でのより適切な薬物療法的设计・提案、医療スタッフへの助言、相談対応、患者・介護者へのわかりやすい説明等を通じ、患者のリスクとベネフィットのバランスの最適化を図る能力を高めることが必要である。また、薬局と病院の薬剤師が双方に十分な連携を図ることも重要である。薬剤師は、このような国民の意識や生活スタイル、医療上の要請が絶えず変化していることを踏まえつつ、自らも時代に即して、国民が期待する社会的使命を果たしていくことを望みたい。そのためには、生涯学習により常にジェネラリストあるいはスペシャリストとしての資質の向上に努めなければならない。薬剤師の病棟常駐によるチーム医療参画、薬局薬剤師の在宅医療参画を進め、患者のリスク削減に努めれば、薬剤師の需要アップと患者・医療スタッフの満足度アップ・医療費削減という win-win の関係ともなる。厚生労働省としては、薬剤師が互いに、また、他の職種と切磋琢磨し、資質向上を通じて、国民の信頼を得て社会に対する責任を果たしていくことを期待し、また、行政としてそれをバックアップする施策を進めていきたい。このような観点から、薬剤師を取り巻く現状と生涯学習の重要性について考察する。